

福島医発第2261号(保)

平成17年 3月18日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



千葉県歯科医師国民健康保険組合給付割合の変更について

標記の件につきまして、平成17年4月1日より下記のとおり給付割合を変更する旨、千葉県歯科医師国民健康保険組合より通知がありましたので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 給付割合

種 別	変更前	変更後
第1種組合員 第2種組合員	8割	7割
家 族	入 院 8割 入院外 7割	7割

※3歳未満、前期高齢者並びに老人保健医療対象者については、法に定める給付割合。

2. 施行期日 平成17年4月1日

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明

